

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年8月14日（平成27年（行個）諮問第137号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行個）答申第21号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定の理由が分かる調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年特定月日に、特定労働基準監督署から、支給決定をうけた労災請求に係る決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月18日付け東労発総個開第26-718号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

現在不開示になっている部分を開示しても、開示通知書の「不開示とした部分とその理由」としてあげられている①，②，③の理由に不該当。当てはまりません。（以下、原文ママ）

- ① 開示対象にかかる保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人の所属、氏名、印影等が記載されており、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる事のできる情報であるため、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

不開示と諮問庁とした部分とその理由①について

個人の所属、氏名、印影に関しては、開示を求めません。

現在の不開示のままです。

しかし、「法14条2号に該当し」と記述されているが、どれも該当しないので、開示してください。

「開示する事により、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、どれも認められないので、開示すべきです。

今回の開示は、「開示しない方が安全だ」というような安易な考えで、不開示部分が多大になり、申請人の「知る権利」を侵害している。

- ② また当該保有個人情報には、法人等に関する情報であって、開示する事により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

不開示とした部分とその理由②について

法人の情報に関して、機密の部分は開示を求めています。

労災認定の際、労災から提出を依頼され提出した内容は、労災認定に必要な情報であり、企業秘密ではない。

しかも、機密情報ではなく、会社案内に出ているような法人の組織図に関しても黒塗りされているので、今回の開示における、不開示の正当性、公平性に関して大いに疑問を持っております。真摯に改善をする必要があると思われます。

ここでもまた、申請人の「知る権利」が侵害されている。

法人等に関する情報と言うが、法人の取得している開示請求者の個人情報であり、今回の労災認定の際に提出された開示請求者の個人情報である。開示する事で会社が不利益を被る内容だとは到底考えられないので、開示を求めます。

また、開示請求者が入社時に提出した履歴書より取得したと思われる情報に関して、不開示にする必要があるのでしょうか。

それは、会社が故意に間違った情報を提出したので、開示を拒否せざるを得なくなったのではないかと疑わざるを得ません。それとも、会社が拒否したのではなく、行政が「開示しない方が安全だ」という安易な考えで不開示にしたのですか？

開示することで、「その個人やその会社の社会的利益が損なわれる」ということは、その個人やその会社が、正しくない虚偽を言っているからではないか？正しいことを言っているのであれば、社会的利益が損なわれることはない。

「法14条3号イ及びロに該当する」と書かれていましたが、「イ、開示する事により、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないので開示してください。

また、「ロ、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって」と書かれてましたが、その様なものであり、会社から開示しないとの約束で開示出来ないのであれば、その書面を出して下さい。

ここでもまた、申請人の「知る権利」が侵害されている。

現在不開示の部分を開示してもらっても、申請人は会社に対し、何らかの行動をおこすものではないので、申請人に対して開示して下さい。

会社とは接触しませんので大丈夫です。

その根拠として、申請人と特定会社との間で特定年月日に、東京地方裁判所にて労働審判の和解が成立しました。

その和解文の中に、「今後、正当な理由なくお互い連絡をとらない」という事が決められています。

今後の開示で、会社が虚偽の事実を主張していた事がわかってても、申請人は会社に対して、何も行動をおこさないことを誓いますので、不開示部分を開示していただけますよう再検討をお願いいたします。

- ③ さらに、当該保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係る記述が記載されており、これらは労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、同条7号柱書きに該当する事から、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

不開示とした部分とその理由③について

開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取・確認した内容などに係わる記述に関して、100%黒く塗りつぶされています。100%不開示になる必要性は何なのか。

開示請求者は、誰から聞いたかは不開示でも、労災としてどういった部分を確認して下さい、何についてどのような質問をされたのかを知りたいと考えています。それが、今回のように真っ黒に塗りつぶされていて、何についてきたのかさえも全く分かりません。

質問は答えた人の個人情報ではありません。

答えた内容は、「答えた人の個人情報」だと説明されましたが、

正確に言えば「答えた人の私（開示請求者）に関する情報」であるので、「私（開示請求者）の個人情報」でもあります。

電話の聞き取りで得た情報は、労災認定の為に取得した私（開示請求者）の情報です。

第三者にどのように認識されていたのかも知りたいと思っていました。

あまり真っ黒で内容の読み取れないものが出て来たので、弁護士に相談して、審査請求とは別に、審査請求前に、素直な自分の気持ちを書いて担当者に送付した手紙があります。

（別紙－１ 東京労働局長宛のお願いの手紙）

労働局からは、何の返事もありませんでした。こちらも読んで下さい。

第三者への聴取・確認部分は、労働審判をするに当たって相談した弁護士3人にも、開示してもらえると聞いてました。

今回も、あまりに真っ黒だったので、現物を見て貰いました。弁護士は「消しすぎだ」とおっしゃっていました。

第三者が答えた内容は、第三者と、私の両方の個人情報だと思います。

100歩ではなく1000歩譲って、答えは答えた方の個人情報であっても、質問は答えた方のものではありません。

質問形式になっても、何について確認したのか、どういう質問をしたのかは、分かるように開示して下さい。

「開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係わる記述があって、開示する事により、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」とは考えられない。

ここでもまた、申請人の「知る権利」が侵害されている。

すでに、労災は認定されている現状で、どのような事をおそれているのか、具体的に分かるようにしていただけないと、納得出来ない。

上記に述べてきたように、不開示部分を開示していただいたとしても、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する事はなく、それに該当するとは考えられず、また、開示する事により当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報だとは考えられないため、申請人に対して開示をして下さい。

また、保有個人情報を訂正する権利が個人にはあるはずだが、今回のように真っ黒に塗りつぶされていると、間違った情報を

取得されていても、訂正すべきなのかどうかの判断が出来無いものとなってしまっている。

もし、申請人に関して、間違っただけを言っていてそれが記録として残っているのならば、申請人にそれを訂正する権利があるのではないか。個人情報に関して、自分の情報を正しく訂正することが出来るはずだ。しかし、どのように言及されているかわからないと、訂正する必要があるのかも分からず、訂正自体不可能である。

「個人情報を訂正する権利」を行使出来なくなってしまっている。

これに関しては、別紙の東京労働局長宛の手紙に書いたように、相手が何を言っても、相手に対しては訂正いたしません。訂正するのは、間違っている情報に対してです。しかし、訂正すべき内容かどうか、とるに足らないことなのかどうかは、見ていないのでわかりません。

ここでもまた、私の「知る権利」が侵害されていると思います。

個人情報保護法とは、誰の為にできてしまった法律や条令なのか？

漏れてはいけないものがよく流出しているのに対して、誰が困るからなのか、出して欲しいのを出して貰えないものが多すぎる。

(別紙添付省略)

(2) 意見書

以前提出した審査請求書に、すでに意見を述べておりますが、今回諮問庁：厚生労働大臣より提出された理由説明書を読んで、再度意見を述べさせていただくことが必要と感じましたので述べさせていただきます。まず、最初に申し上げたい。

諮問庁の理由説明書の最後に付けてある別表というタイトルの表は、何が書かれてるのか肉眼では皆目わからず、見る事が出来ず、コンビニに行き、最大サイズのA3に目一杯拡大して、やっと見る事の出来るシロモノでした。

どうせわからないだろうからこんなのでもいいだろうということで片付けられているのだろうか。

そして、いざ、不開示のまま黒く塗りつぶされた書類(部分開示決定により開示された書類)とつけ合せて確認しようとしたら、部分開示により開示された書類には、文章番号やノンブルも何もついてないのに、勝手に文章番号が付けられており、どの部分を指しているのか、

まったく理解しにくい。間違って解釈してしまっても可笑しくない状態である。

この上ない不親切である。

見せる意志はあるのだろうか。

きちんと、開示請求者にわかるように作って欲しい。

事務局の担当者に電話をかけて質問することが出来て、やっと少し分かるようになった。

それも、1時間40分もかかりました。

今回の部分開示は、審査請求書に書かせてもらったことが全てであるが、それをご覧になったはずなのに、一切変わっていない。

新たに開示されたのが、2箇所それぞれ3文字と3文字らしいが、「何行目の何文字目」と書かれても、全面真っ黒に塗りつぶされているので、それが全部で何行あるのかもわからない状態なので、「何行目・・・」と書かれてもどこだか何もわからない。酷すぎると弁護士にも言われた。消し過ぎである。

さて、ここからは諮問庁の理由説明書を読んで、大事なところを主張させていただきます。

審査請求書と合わせて、読んで下さい。

私は、「自分の労災申請が、どのように審査されて、認定していただけたのかを知りたい」と思い、個人情報開示請求をいたしました。

どのように審査されて認定していただいたのかは、私の個人情報ではないでしょうか。

労災の審査の途中で、労災（会社担当）のAさんより私の主張の確認のため、何人かの同僚や会社の人間に聴き取りがしたいと言われ、複数人の連絡先をお伝えしております。

その際、どのようなことを聞くのか知りたい旨を伝えたところ、「今は話せないが、後日情報開示請求すれば知ることが出来る」ということを教えていただきました。

ですから、そのように情報開示を要求しているのです。

労災認定していただけたことに対して感謝しており、もちろん不服等ありません。

ですから、何かの行動を起こすために開示請求しているのではないこと、自分自身の「心の整理」をしたいのをご理解下さい。

諮問庁の理由書の中に、度々、私が何か会社や世間に対して開示された内容を持って何か行動を起こすことを想定されている記述があるので、訂正させていただきます。

勝手な推測を元に不開示にされては迷惑なので、やめていただきたい。

そのようなことの為に個人情報開示請求をしたのではないことを、再度、お伝えします。

窓口になってくださってる審査会事務局の担当のBさんにおかれましても、私の個人情報開示請求が、労災認定を不服に思っただけの行動かと勘違いされていたようなので、正しくお伝えする必要があると感じましたので、再度、正しくお伝えしたいと思います。

私は、労災認定に感謝しており、その結果に対してとやかく言う目的で情報開示請求したのではないことをはっきりお伝えします。

大事なことなのでもう一度申し上げますが、私は、「自分の労災申請が、どのように審査されて、認定していただけたのかを知りたい」と思い、個人情報開示請求をいたしました。

「情報開示請求すれば、聴き取りの質問内容を知ることが出来る」とか「復命書には第三者がどのように言っていたかが書かれている」というのを労災関係者や労働関係に詳しい弁護士から聞いていたので、それを知りたくて個人情報開示請求をしています。

これは、大事なことなので最初に明記いたします。

また、当初、労働審判の審判中に、複数の弁護士の方からアドバイスをいただいております。「労働審判に、第三者の証言も提出できれば審判官に事実を認定してもらえるので、復命書を開示請求して出した方がいい」と言われておりました。

しかし、申請自体、「その目的」でしたものでは無かったため、申請時期も遅くなりました。

また、開示までの期間も30日を超えて開示されたため、労働審判には間に合いませんでした。

そして、審査請求書にも書きましたが、労働審判で、「会社に対して今後何もしない」ということで特定年月日に和解をしましたので、開示されたものを何かに使うということは100%ありません。（審査請求書のP3に明記済みです。）

まして、労災認定された状況というのは、私にとって不名誉なことで、今まで一切どなたにもお話しておりません。

同居している夫しか知らず、親戚、友人にも知る人はいません。

今後も、話すことはありません。

諮問庁の2P目のイの②に記載されている、「仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業所が当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから・・・」と記述されているが、

開示することで、当該事業所が、開示することにより、どんな権利

と、どんな競争上の地位、その他の正当な利益を害するのだろうか。
具体的に示してもらわないと納得出来ません。

私の情報開示目的、及び上記労働審判での和解成立時の条件により、
会社の利害を害する「恐れ」はありえません。

根拠もないのに、勝手に、私の行動を悪い方に予測にしてもらって
も困ります。

私を悪者扱いしていますよね。

また、「当該事業所が一般に公開していない内部情報である」とな
っているが、そんな外に出たら困るような内部情報が労災認定に必
要だったのか疑問です。

労災認定の際の調査で、会社の企業秘密が語られているとは思えま
せん。私はそんな機密情報を扱っている部署で働いていません。

会社の企業秘密であるとするれば労災にも話さないのではないですか。
素人だから、難しい文面を提示れば納得するんじゃないかと思っ
ているのではないかと思わざるをえません。素人にもわかるように納
得できるように説得すべきです。

今回の情報開示請求は、申請人である私に開示するだけなので、世
の中に公表するわけでもないのに、地位や権利を害するはずがない。
どうやって害する事が出来るか具体的に明示して下さい。開示しな
い理由としてこじつけているとしか思えない。

そして、私が一番びっくりした、ほとんど、真っ黒に塗りつぶされ
た「聴き取り部分」についてですが、

(復命書の右欄の聴き取り部分とAさんの電話聴き取りに関して)

個人名以外にこんなに黒くなって開示されるとは思いませんでした。
本文100%不開示ということはありえません。私のことを言っ
ている、あるいは書いてある事実は、私の個人情報ではないのですか。

面倒だから、とか、何かあったらやばいから、と私のことを悪意あ
る者として扱い不開示にしています。

被聴取者の答えは不開示であっても、何について聴取したかを開示
すべきである。

聴取した項目、内容、質問事項に関しては開示して下さい。弁護士
にも確認しましたが、「聴取した項目、内容、質問事項に関しては答
えた人の個人情報ではありません。」と言われました。

私の何について、確認されて、それによって認定に至ったのか、を
知りたいのです。

聴取された方の答えの中には、私について言ってることなので、私
の個人情報でもあると思います。

しかし、「聴取された方の答えは聴取された方の個人情報である」

とおっしゃるなら、100歩でなく1000歩譲ったとしても、質問に関しては、答えた人の個人情報ではありませんので、質問内容がわかるように開示して下さい。

被聴取者の言葉等が混じっていても、100%被聴取者の言葉であるとは考えられません。

質問内容が私にわかるよう工夫して黒塗り部分を開示するようにして下さい。

後述しますが、裁量的開示というもので、開示していただけるのではないかと考えています。

また、復命書の11枚目の「認定事実」の箇所も、人名以外に2箇所も長々と黒く不開示になっていますが、

「認定事実」を本人に開示してくれないというのはおかしなことではないでしょうか。

電話で質問した際に、最初の黒塗りは「会社の人言葉だから」と、もう一つの黒塗りは「第三者からの引用部分だから消された」と説明を受けたが、認定事実は誰の言葉だろうが、認定事実の項目に書かれていることは「認定された事実」なのだから本人に開示するべきである。

もう、終わったことに関して、私が悪い行動をするという根拠がないのに、勝手な推測のみで、私を悪者扱いしていますが、そんなことを言ったら、何も開示出来ないじゃないですか。保有個人情報を本人には開示すると言ってるけど、形だけで開示するつもりは毛頭ないということですか？

国民を騙しているのではないですか？

度々申し上げますが、大事なことなので、再度、書かせてもらいました。

個人情報保護法とは、その当該個人以外の人に対してのものだと思います。

本人の情報を本人に対して保護するのはやめて下さい。

本人の情報は本人に開示して下さい。私の個人情報を黒く塗りつぶさないで下さい。

また、ウでの「行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意提出されたものである」と言ってるなら、「開示しないという条件を示した書面を提出してもらいなさい」と弁護士から指摘されました。弁護士から「そのように主張されてるのであれば、きちんと証拠を出してもらうように」と指導されています。開示しないと約束したのならば、その証拠の書類を見せて下さい。

これは初回申請時に提出した審査請求書にも書きましたので、それ

を読まれてるはずであるので、諮問庁は「開示しないという約束をした書面」を理由書と一緒に提出すべきではないですか。

また、使用者申立書の4 P目の入社前の項目は、「入社前の本人から提出いただいた履歴書をもとに転記しているだけですので」となっているのに、なぜ、黒く塗りつぶれさせているのでしょうか。

「本人から提出いただいた履歴書をもとに転記している」のであれば開示出来るはずですが。

本人から提出いただいた履歴書をもとに転記しているはずのものが、不開示とは納得できません。

このような部分があるので、他の部分においても、このような不適切なことが行われてるのではないかと思います。

エの①に「被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念される」となっているのも、「不当な干渉」とは私が被聴取者に対して苦情等を言って干渉するということを決めつけていますよね！

どうしてそのような、根拠のない判断を勝手にするのでしょうか。

ああじゃないこうじゃないと有りもしない理由を付けて私を悪者扱いして不開示にすることで、会社や被聴取者を守るのではなく、開示決定した自分たちを守ろうとしている自己都合としか思えません。

さらに、「労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記述されているが、その「恐れ」とは具体的にどういうことですか？私がいったい何をするのですか？

もう、終わったことに対して私が何か出来るのですか？

一般に開示するものではなく、申請人の私に開示するだけなので、その「恐れ」はあり得ない。何をこじつけているのですか？こじつけているとしか考えられない。

非開示部分が開示されたとしても、会社の利益や競争を害する内容だとは考えられません。また、労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとも考えられません。

すでに、もう終わっていることなので、「恐れ」は何もない。

事務処理の適正な遂行は終了しています。

そして、

個人情報保護法には、（訂正請求権制度）というのが設けられおり、個人情報の間違っている場合、訂正する権利があるはずですが。

「何人も開示決定に基づき開示を受けた自己に係る保有個人情報について内容が事実でないと思うときに必要な訂正を請求することを権利として定めたもの」となっています。

しかし、今の状態では間違っていることが書かれているかわからず、訂正する権利を侵害していると言わざるをえません。

すでに、P 5 に前述しておりますが、会社が私の入社前の経歴を私が提出した履歴書を元に転記したそうですが、本当に履歴書を転記しているのでしょうか？

履歴書を転記しているのであれば、開示しても問題ないわけです。

しかし、使用者申立書の転記されたはずの部分は不開示になっています。

その場合、私が履歴書に書いたことと違うことが書かれていたとしても訂正請求をしたくとも、不開示になっているので、出来ません。

これこそ私の訂正する権利を侵害していることが、如実にあらわれているといえます。

また、法の16条に、(裁量的開示) というものが記されている。

「行政機関の長は、開示請求に関わる保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示者請求者に対し、当該保有個人情報を開示することが出来る。」(引用)

行政機関の長は、私の書面を熟読していただき、是非、少しでも多く示開してくれることを要求します。

私の事について知りたいのです。自分が自分の事について知りたいのです。

私が私の個人の情報を知りたくて請求しているのであって、世の中に公表するために開示を求めているわけではありません。

ですから、何の「恐れ」もありません。

審査請求書にも書きましたが、申請人の私は会社との間に労働審判の和解が成立しており、会社に対して何の行動も起こせないことになっています。

会社に対して何の行動も起こさないことを誓います。

ですから、何の「恐れ」もありません。

私の権利は現在の状態では、私の知る権利が全く否定されています。

裁量権のある行政機関の長は、16条にあるように、私の権利利益を保護するために開示をお願いいたします。

もし、今後も本人の個人情報が、今回のように真っ黒く塗りつぶされて開示してもらえないのであれば、「個人情報保護法」という法律は、保護法などという名称をくっつけているが、何にも国民のためになっていない法律です。

自分が自分の情報を見れなくてどうするのですか。

自分の情報を役所に取られるだけで見ることも来出ない。

保護法でも何でもありません。

開示請求する権利があると言ってるだけで、現実には、「権利は全

然行使出来ない」ではないですか。実は本当は役人の役人のための保護法ではないですか。

私の保有個人情報を開示して下さい。

私の個人の情報を、私に対してまで保護しないで下さい。

今回の不開示部分はやり過ぎであり、不適切です。

諮問庁の理由説明書では、私に対していろいろな恐れを抱いていることが記述されていますが、何の根拠もないのに、それは名誉段損にあたるのではないかと思います。

申請時に提出した審査請求書と合わせてご覧いただき、ご検討をお願いいたします。

少しでも多くの開示をお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「2 不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成26年特定月日に、特定労働基準監督署から、諮問庁が支給決定を受けた労災請求に係る決定理由がわかる調査結果復命書文書一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、19の①、21の①、21の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、6ないし8の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまで

のいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号19の②の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号19の③、21の①、21の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号19の③の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

i 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、6ないし8の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記(2)ア(イ)で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関

係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ii 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号19の③、21の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記(2)イ(イ)で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「2 不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--|
| ① 平成27年8月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月15日 | 審議 |
| ④ 平成28年1月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年4月13日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

⑥ 同年5月11日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日に、特定労働基準監督署から、支給決定をうけた労災請求に係る決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表1の1欄に掲げる文書1ないし文書21に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、別表1の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表2の2欄に掲げる部分について

ア 通番1

当該部分は、審査請求人に対する採用時の説明であると認められ、法14条2号本文前段に規定する他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものに該当するが、原処分で開示されている部分から、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、医師の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている診断書等から審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 通番21

当該部分は、審査請求人の労働条件等審査請求人が知っている情報又は原処分で開示されている会社パンフレット等から審査請求人の知り得る情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う

労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表2の2欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2及び25

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番19

当該部分は、使用者申立書の担当者に係る情報であって、審査請求人以外の第三者の職氏名等であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

通番23は、特定事業場の組織に係る内部情報であり、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1の「6 就業条件等一般的事項」の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄には、特定事業場の関係者の

職氏名等が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

職氏名等は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

聴取実施者の職氏名等及び聴取実施者であることを示す○印については、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の職氏名等についても、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1（上記（ア）の部分を除く。）及び6ないし8は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者の職氏名、年齢、電話番号等であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

a 被聴取者の職氏名、年齢、電話番号等については、それぞれ被聴取者ごとに、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その他の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

通番20は、特定事業場の印影である。

当該印影については、当該文書が真正に作成されたものを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番21は、審査請求人に関する特定事業場の申立内容であり、上記ウ（イ）bと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番24は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された資料であり、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の2欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1 (諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分)

1 対象文書		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法 14 条該当号)			
番号	文書名			2号	3号 イ	3号 ロ	7号
1	精神障害の業務 起因性判断のため の調査復命書	1	不開示部分全て	○			○
2	医師意見書	2	不開示部分全て	○			
3	診療録等	3	-	-	-	-	-
4	診断書等	4	-	-	-	-	-
5	聴取書①	5	-	-	-	-	-
6	聴取書②	6	1 頁 5 行目 8 文字 目, 1 1 文字目, 1 2 文字目を除く 不開示部分	○			○
7	聴取書③	7	1 頁 5 行目 9 文字 目, 1 2 文字目, 1 3 文字目を除く 不開示部分	○			○
8	聴取書④	8	不開示部分全て	○			○
9	申立書	9	-	-	-	-	-
10	本人提出書類目 次	10	-	-	-	-	-
11	本人提出資料 経緯等	11	-	-	-	-	-
12	雇用契約書	12	-	-	-	-	-
13	月次ランキング 等	13	-	-	-	-	-
14	F A X 送付資料 等	14	-	-	-	-	-
15	テープの書き起 こし	15	-	-	-	-	-
16	メールの送受信 資料	16	-	-	-	-	-

17	契約時のやりとり等	17	-	-	-	-	-
18	雇用保険について	18	-	-	-	-	-
19	使用者申立書	19	① 1頁氏名部分	○			
		20	② 1頁, 2頁印影部分		○		
		21	③ 2頁以降の不開示部分(2頁3行目1文字目, 2文字目, 5文字目, 8文字目, 11文字目, 7頁10行目9文字目, 11行目12文字目, 15行目10文字目を除く。)		○	○	○
20	会社パンフレット	22	-	-	-	-	
21	会社提出資料	23	① 1頁不開示部分	○	○		
		24	② 8頁及び9頁不開示部分		○		○
		25	③ 10頁印影部分	○			

別表 2 (開示すべき部分)

1 通番 (別表 1 の 2 欄)	2 開示すべき部分
1	1 1 頁の「認定事実」の 2 行目 1 4 文字目ないし 3 行目の不開示部分
2	4 頁及び 5 頁の不開示部分
2 1	2 頁 1 3 行目ないし 1 6 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目, 2 1 行目ないし 3 頁 3 行目, 7 行目, 9 行目ないし 1 4 行目, 1 6 行目ないし 2 3 行目, 2 6 行目, 4 頁 2 行目ないし 4 行目, 6 行目, 表, 下から 2 行目及び 3 行目, 6 頁 1 9 行目, 2 1 行目並びに 7 頁 1 0 行目の不開示部分